第２号様式（第６条関係）

**武蔵野市男女平等推進団体登録継続（抹消）届**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

武蔵野市長　殿

武蔵野市男女平等推進団体登録要綱第６条の規定により、下記のとおり登録の継続（抹消）を届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 団体の所在地等又は代表者の住所等 | ※団体名簿及びホームページへの掲載が不可なものにチェックを付けてください。 |
| [ ] 住　所 |  |
| [ ] 代表者氏名 |  |
| [ ] 電　話 |  | [ ] FAX |  |
| [ ] メールアドレス |  |
| [ ] ホームページアドレス |  |
| 連絡先 | 住　所 |  |
| 連絡者氏名 |  |
| 電　話 |  | FAX |  |
| メールアドレス |  |
| 会員数 | 総数（　　　）人　　うち市内在住・在勤・在学（　　　）人、　市外（　　　）人 |
| 発足年月日 | 年　　月　　日 |
| 団体の目的 |  |
| 活動の内容 |  |
| 活動日 | 活動日（　　　　　　　　　　　）　　主たる活動場所（　　　　　　　　　　　　） |
| 会費の有無 | 　有　・　無　　　　　　　　月額・年額（　　　　　　　　　　　　　　　　）円 |
| 会員の募集 | １　随時募集　　２　募集しない　　３　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 今年度の補助金申請 | □申請する（　　　月頃）　　　□申請しない　　　　□検討中 |
| ロッカーの使用 | □希望する　　□希望しない　　　　　（ロッカー使用時の注意事項は裏面を参照ください） |

ロッカー使用時の注意事項

(1) 使用期間は、団体登録を認定された日から、その日の属する年度の3月31日までです。

(2) 使用できるロッカーは一団体一個です。

(3) 保管する物品は、団体で使用する物に限ります。

(4) ロッカー内に貴重品、破損しやすいもの、危険物を保管することはできません。また、保管する物品について、破損や紛失等が生じても、市は一切責任を負いません。

(5) ロッカー使用を終了し、撤去する場合は、至急ご連絡ください。